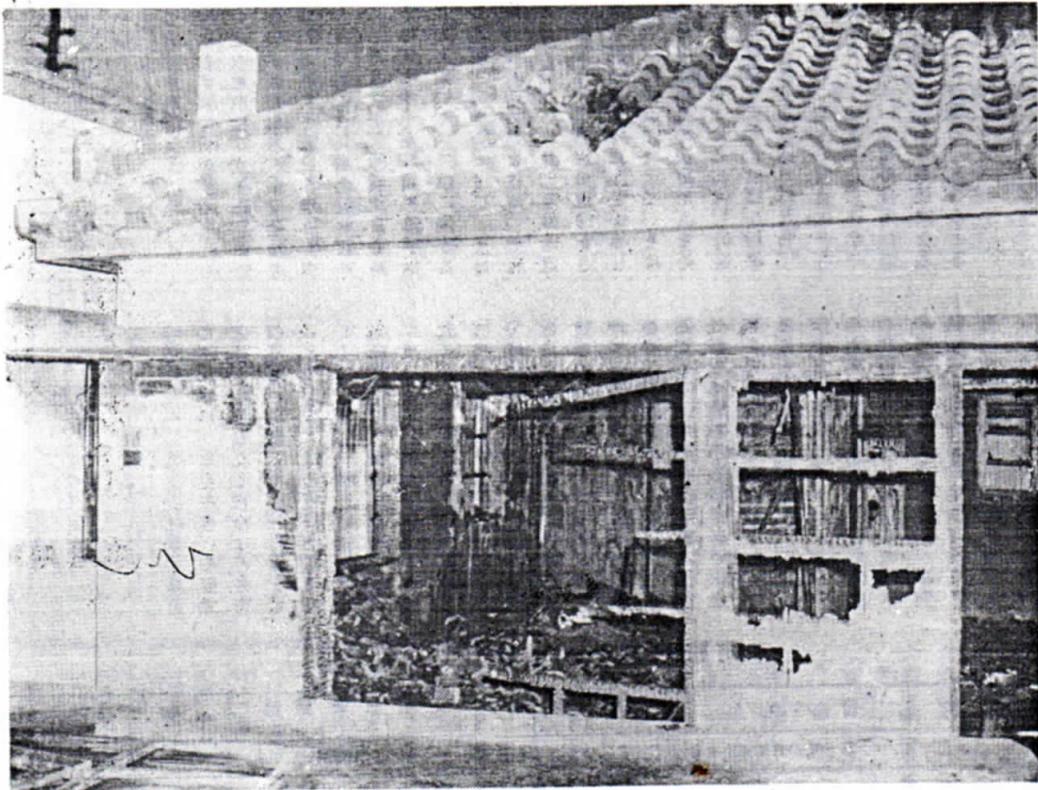


30号



2万ドルを焼失

異常な火災発生

今年に入ってからあいついで火災が発生、10月現在ですでに31件を越え、損害額も2万1千8百26ドルになっております。

昨年1年間でも21件、5千2百37ドルの損害額だったことからすると、まさに異状であり、これから冬場をむかえるだけに憂慮されております。村民の細心の注意が望まれております。

区名	今月の人口		1971年10月現在	
	世帯数	男子	女子	計
東区	547	1,327	1,345	2,672
上区	469	1,023	1,105	2,128
中区	470	1,026	1,100	2,126
北区	524	1,185	1,202	2,387
南区	617	1,225	1,397	2,622
西区	537	1,253	1,253	2,506
外人	27	37	22	69
計	3,191	7,076	7,424	14,500

当な地料を

里会長らが強く要求

軍用地料

ける年間最高借賃が決められ、五年ごとに改定が加えられたのがいまの地料です。最高借賃の改定は各市町村別に土地登記簿に登記された土地の各地目について、等級ごとに最高借賃額が決められますが、那覇や嘉手納美里など同法十条二項に掲げる十二市町村については、同委員会が必要と認めるときは、土地登記簿に登記された土地の地目にかかわらず、一定の地域を定めて最高借賃を特に決定することができるようになっています。しかし、委員会の決定が、そのまま最高借賃となるのではなく、これが確定するためには、行政主席の認可を得なければならず認可は、高等弁務官の「拒否権」に左右され、地主の意志は十分に反映されていません。また、地目、等級は、米軍が使用を開始した時点の地目、等級によるというのが原則とされるなど不合理なものになっています。

の軍用地は、地主や住民の意志とはかわりなく布令、布告で接収され時勢にそぐわない土地借賃安定法により、一方的ともいえる方法で決められたものである」として一様に不満を示し「復帰後は、戦後二十五年にわたるこうした損害を補償する意味においても、軍用地料に対しては①契約にあたっては、いかなる理由があっても現行地料を上回る②価値増大の制限を受けている土地については、適正かつ妥当な方法による評価を図ること③基地の密度が、本土と比較していちじるしく高い状態にある沖縄の特殊事情を考慮することという三つの要求をなんとしても実現してほしいと強く訴えています。

なかでも、嘉手納飛行場地域の賃料は、他の軍用地に比べ低く算定されてきたため、嘉手納、コザ、北谷の地主は強く反発、土地裁判所に増額を要求して訴訟するなど土地問題は復帰を間近にますますエスカレート

市町村別要求賃賃料(中部地区)

市町村名	面積(坪)	現行賃賃料(A)	要求賃賃料(B)	増額	上昇率(B/A)
石川市	837,681.66	\$ 72,264.38	\$ 358,311.79	\$ 286,047.41	496%
与那城村	37,600	5,771.56	25,587.19	19,815.63	443
美里村	1,949,859.00	293,642.37	2,199,896.54	1,906,254.17	749
勝連村	604,482.93	97,425.14	414,645.01	317,219.87	425
具志川市	1,481,516.68	281,586.51	1,912,865.82	1,631,279.31	679
コザ市	4,843,740.12	897,748.61	7,987,823.77	7,090,075.16	889
読谷村	6,590,043.69	1,066,274.28	5,095,362.38	4,029,088.10	478
嘉手納村	3,720,793.24	836,774.46	7,330,813.63	6,494,039.17	876
北中城村	832,173	202,220.14	2,355,502.18	2,153,282.04	1,164
中城村	41,560	16,079.76	98,081.60	82,001.84	610
浦添市	859,223.34	274,170.20	2,727,801.63	2,453,631.43	994
北谷村	2,644,011.73	725,842.17	7,609,352.88	6,883,510.71	1,048
宜野湾市	2,142,043.54	600,618.97	6,182,843.38	5,582,224.41	1,029
計	26,634,728.93	5,370,418.55	44,298,887.80	38,928,469.25	

の気配をみせています。
 とところで二カ年近くにわたって争われてきた土地裁判も地主の訴願があつさり却下されたため、軍用地主協会では、ほこ先を日本政府に向け「地主の要求を全面的に認めさせよう」と土地連を始め各市町村の関係者が何回となく陳情攻勢をかけてきました。

本村でも十月七日に古謝得善村長と徳里政助軍用地主協会会長さんらが上京、「復帰後の軍用地料の増額」などを要求して「政府を始め、関係省庁に強く訴えこのほど帰任しました。」

本土政府折衝が功奏

軍用地料六・八三倍増確定
 軍用地主連合会が要求して

75%は今年中に支払う

一九七一年度分の軍賃貸料の支払いが十月十八日から同二十九日まで村役所で行なわれました。村役所には、支払い期間中朝から地主が詰めかけ、地料の増額などのニュースもあつて始終明るい笑い声がたえませんでした。総額五十八万六千ドルの内期中中に五十五万ドル余が支払わ

た復帰後の軍用地料が現行の六八三倍に増額されることがこのほど確定しました。これで土地連要求が全面的に認められることになり、本土政府折衝が功奏したことになります。

これまで坪当り日円にして平均五十七円だった軍用賃貸料が復帰後は三百七十九円に引き上げられることになった訳です。総額にしますと二百十五億八千万円、およそ六千万ドルになり沖縄の糖業収入とはほぼ相当する金額になるようです。ところがそれでも九州の軍用地料より平均で坪当り三十一円も低いようです。それだけに土地連では、これからもますます地主が結束して本土なみをめざすことにはしております。

れましたが、地主は札束を受けとると軽い足どりで家路をいそいでいました。なお、三万五千余ドルが未支払いになっていますが、村役所では毎週金曜日に支払うことになっております。また、土地裁判のために供託されている七十五万(二十五万の三年分)の地料については今年中には支払われることになってい

激増する交通事故 毎年悲しい記録を更新

秋の交通安全全運動が、九月二十七日から十月六日まで十日間全琉で行なわれました。

と事故発生で十三倍、死亡で二倍弱、負傷四倍強とそれぞれ増加の一途をたどっていることが明らかになっております。

次に表(2)は嘉手納署管内の状況ですが、一九六五年と一九七〇年を比較すると二百六件増加し、死亡一名減、負傷一二二の増となり一九六九年に比較すると死者、負傷ともにわずかではあります。それがそれぞれ減少しております。

最後に一九七〇年度中の嘉手納署管内における主要路線別事故発生状況を見ますと△ロータリー以南(一号線)一二六件 △ロータリー以北(一号線)一二件 △伊良皆三差路(長浜(六号線)七〇件 △ロータリー(六号線)七〇件 △ロータリー(六号線)七〇件 △喜名以北(一号線)二十九件 △喜名(高志保(十二号線)三件 △その他九〇件。

防止の努力にもかかわらず事故はむしろ増加するという皮肉な結果に終わっております。そこで交通戦争とさえいわれるまでに激増の一途をたどっている「事故」の統計を警察の資料から掲載し全村民が交通事故防止のために更に努力を重ねて下さいませようお願いしますこととしました。

表(1)は五年越しの全琉の交通事故発生状況ですが、一九七〇年と一九六五年とを比較します

表(1) 交通事故発生状況(全琉)

種別	事故発生	死者	負傷者	車両台数
1955年	1,001	51	630	5,688
1960年	2,775	83	1,315	14,412
1965年	7,282	86	1,890	41,427
1970年	13,389	94	3,044	114,112

表(2) 交通事故発生状況(嘉手納署管内)

年別	事故発生	死者	負傷
1965年	221	3	70
1966年	333	9	120
1967年	416	8	114
1968年	437	6	174
1969年	464	5	194
1970年	481	4	192



本土なみへ大型工事

公民館や歩道橋など

工費、しめて85万ドル

復掃を目前にして、村役所では本土なみをめざす大きな工事計画が進められています。

ミナルまでのおよそ七百七十メートルとターミナル側一ノ線からロータリーまでの六百三十メートル、それに北区の一部。工費が二十一万四千三百ドル。

なにしる三階建てで近代的なものとなつて早くも村民の間で話題になっています。

いずれも村民にとつてなくてはならない重要な施設ばかりです。が、これらの工事を予定通りスムーズに完成させるためには、やはり村民のご理解とご協力が大切であることは申し上げるまでもありません。

特に本村はこれまで大きな集会場がなく、結婚披露宴その他に不便をかこつてきただけに、みんなが協力して一日も早く完成させたいものです。

そこで今月は現在進められている工事とこれから着工される工事についておしらせし、皆様のご協力をお願いすることにしました。

村役所は、一九六九年からこれまで、総額十六万五千八百六十ドルの費用を投じて、二階建て二棟と三階建て一棟の村営住宅を建築しました。現在村営住宅には三十六世帯が入居し快適な生活をおくっています。

△横断歩道橋建築工事
△横断歩道橋建築工事
△横断歩道橋建築工事

△村営住宅建築工事
△村営住宅建築工事
△村営住宅建築工事

△防音公民館建築工事
△防音公民館建築工事
△防音公民館建築工事

△村建設経済課では、すでに国際観光KKが埋立てた土地の一部に村営住宅を建築することを前

△下水道建築工事
△下水道建築工事
△下水道建築工事

例え、これまでの住民票にあつた住所、氏名、生年月日、本籍地などの他に国民年金や国民健康保険の資格取得年月日、

提と、契約をすませておりません。世帯収容の三階建てで十二月から着工される予定になっています。

村民の記録が正確に

基本台帳近く整備

婚姻届や出生届、印鑑証明や戸籍の謄本などの請求で、村役所の窓口を訪れる村民が年々多くなり、係職員も多忙をきわめています。なかでも住民票の場合は、渡航や運転免許の申請から家屋、土地の登記、あるいは老令年金医療保険の請求事務など利用度も高く発行件数も年々増えています。

それだけに村役所では、住民登録係の職員を二人にすると共に住民基本台帳を整備して世帯別にまとめ、また個人別にもいろいろなことを住民票に記載し村民の便利を図る計画を進めております。

例え、これまでの住民票にあつた住所、氏名、生年月日、本籍地などの他に国民年金や国民健康保険の資格取得年月日、

これまでは住民登録はされていても選挙人名簿に登録されてないといったケースもあつて選挙のたびごとに役所への苦情もたえませんでした。



10月分から新料金徴集

汚物処理手数料

村役所は、九月二十九日から開かれた第七回定例議会に、嘉手納村清掃条例の一部を改正する条例案を提案、これが原案どおり可決されました。

これは、業者から「現在の汚物処理手数料ではとてもやっていけないので改正してほしい」とかねてから陳情がだされていたものです。改正になった手数料によりますと、これまで、処理量によるごみやもえがらの場合、一キログラムまでごとに一セント以内となっておりましたが、改定によって二キログラムごとに三セント以内となりました。

また、一般家庭のごみやもえがらの場合、家族数によって一月三人まで二五セント以内、六人まで三五セント以内、七人以上四十七セント以内とされているのが、週二回収集し、運搬処分することを原則として、三人まで三五セント以内、六人まで四五セント以内、七人以上五五セント以内それぞれ改正されました。

なお、米人家庭は、これまでの一ドルから一ドル三五セントに改められました。十月分から新料金が徴集されます。

12月4日から 人権擁護週間

十二月四日から十日までの一週間、琉球政府主催による「人権擁護週間」が行なわれます。

これは「人権を知って守ってよい社会」を築こうというもので一週間で、無料人権(法律)相談所などが開設されます。

もしあなたの身のまわりに、理由もなく無理を強いられたり、人格を無視されたりして悩んでいる人がおりましたら遠慮なく相談を受けるようお勧め下さい。例えば借地、借家、金貸貸借、戸籍登記相続、扶養、家庭内のいざこざその他一般の法律問題でもけっこうです。嘉手納村では、十二月八日の午前十時から午後四時まで村役所で行なわれることになっております。私たち一人一人が生れながらにして持っている基本的人権は本来何人も侵すことのできない大切なものです。

ところが、私たちの社会には残念ながら人権侵犯事件があとをたたく多くの人たちが苦しみを悩んでおられるようです。政府はこのように人権を侵害された人を救済するため、各市町村に「人権擁護委員」をおいており

ます。委員は皆さんの基本的人権を守ると共に他人から侵害されたための監視役であり相談相手です。嘉手納村の相談員は次のお二人です。週間中以外でもお気軽にお訪ね下さい。

△嘉手納村人権擁護委員
住 所 氏名 職業
字嘉手納二九番地 新垣正雄 村収入役
・ 二二三の二 松室忠仁 司法書士

防火デーは 11月29日から

政府総務局は、十一月二十九日から十二月二日までの四日間県下一斉に「防火デー」を実施することにしております。これは毎年実施してきたもの

ですが、特に今年は長期干ばつで空気が乾燥したこともあって異状なほど火災が頻発し、その損害も莫大な額にのぼっているようです。政府は、これから冬にむかいますと更に火災が多くなることを予想されることからこの運動を通して防火思想の高揚をはかると共に火災予防体制の強化を期すこととしたものです。

運動期間中特に①たばこの投げ捨てと寝たばこの防止②暖房器具の正しい使い方③旅館、ホテル、百貨店、事務所等多数者の出入りする防火対象物における消火、通報および避難の訓練④の三点を重点的に実施することにしております。

引揚者と遺族の皆さんに 引揚者と遺族の皆さんに

△引揚者と遺族の皆さんに
本土政府では「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律に基づいて、引揚者、引揚者の遺族および引揚前に死亡した者の遺族の方々に、特別交付金を支給しています。この交付金は、一人二万円から最高七万円まで(遺族の方にはその額を二倍)として支給します。

△引揚者の期間は、一九七二年三月三十一日までとなっており、この日までに請求されませんと交付金がもらえなくなります。△一日も早く請求手続きを！

締め切り期限が迫っていますから、まだ請求されていない方は、一日も早く村役所で請求の手続きをして下さい。

沖縄の人口構成の特色

—国勢調査結果から—

昨年十月、本土と一体的に実施された沖縄の昭和四十五年国

勢調査の基本的な集計結果と、全国都道府県別の調査項目別結

果速報(一%抽出集計結果)が先日公表されました。これらの

うち主要な結果に基づいて、沖縄の人口構成の特色をみてみま

しょう。

年令別にみると、〇〜十四歳の年少人口が三十三万人、十五〜六十四歳の生産年令人口が五十五万人、六十五歳以上の老年人口が六万人で、総人口に占める割合は、生産年令人口が五九%、年少人口が三五%、老年人口が六%である。本土の人口の年令構成(生産年令人口六九%、年少人口二四%、老年人口七%)と比較すると、年少人口の比重が大きく、生産年令人口と老年人口の比重が小さい。また、本土の各県と比べると、年少人口の割合は、四十六都道府県中最大の青森の二八%よりかなり上回っているのに対して、生産年令人口の割合は、四十六都道府県中最小の鹿児島の一六%をさらに下回っている。老年人口の割合は神奈川県、埼玉、東京、大阪、愛知、千葉について小さい。

△大きい年少人口の割合
昭和四十五年十月一日における沖縄の総人口は九十四万五千百十一人、うち男が四十五万三千七百八十八人、女が四十九万九千七百九十三人で、女百人に対する男の数は九十一人で、本土の九十七人と比べると、沖縄では女の数が男の数をかなり上回っております。

おり、除々にあるが、本土の年令構成に近づく傾向を示している。

△かなり高い出生力

十五歳以上人口の配偶関係をみると、男子(二八万人)では結婚している者(有配偶者)が五九%、未婚者が三七%、妻と死別した者が三%、妻と離別した者が一%である。一方、女子(二三万人)では、有配偶者が五二%、未婚者が二八%、夫と死別した者一六%、夫と離別した者五%となっている。男と女に有配偶者の割合が異なるのは主として、女の死別者の数が男よりもかなり多く、全体として女の数が男の数を上回っていることよってである。

本土と比べると、有配偶者の割合は、本土(男六四%、女六〇%)よりかなり下回っているのに対して、未婚者の割合は、本土(男三三%、女二五%)を上回っている。死別者の割合は、男は本土と同じであるが、女はやや高い。離別者の割合は男女とも本土をかなり上回っている。

既婚女子一人あたりの出生児数をみると三、八人で、本土の二、七人を一、一人も上回っており、沖縄の女子の出生力はかなり高い。

年令別に既婚女子一人あたりの出生児数をみても、各年令とも、沖縄は本土を上回っており十五〜十九歳から四十〜四十四歳までは、一人も多くなくなっている。

このように、沖縄の女子の出生力は、本土と比べてかなり高く、沖縄における年少人口が本土に比べかなり大きな比重を占めている要因となっている。しかし、若い年令層では、本土との開きは縮まっており、このことは、今後における沖縄の人口の出生力が減退傾向に向かうことを示唆している。

